

申込日 西暦 20 年 月 日

あんしん大規模修繕工事瑕疵保険契約申込書

あんしん大規模修繕工事瑕疵保険契約を以下のとおり申し込みます。(現場検査は、保険料および検査料をご入金いただいた後に実施いたしますのでご了承ください。)

※ 延床面積500㎡以上または階数が4以上(地階を含む)の共同住宅で、共用部分に対する工事が対象となります。該当しない場合は、「あんしんリフォーム工事瑕疵保険」をご利用ください。

保険契約申込者 (被保険者)	登録事業者番号	※ 拠点(支店)を登録している場合のみ3桁の数字をご記入ください。それ以外は記載不要です。									
	郵便番号	フリガナ									
	住所	フリガナ									
	商号 代表者名	フリガナ									

「契約内容のご案内」を受領し、確認しました。また、個人情報の取り扱いに関する事項に同意します。
保険料等は、この申込の受理をもって、株式会社住宅あんしん保証からの請求に基づき支払うことを承諾します。



(個人印は取り扱いきませんのでご注意ください)

住棟・発注者情報	郵便番号	フリガナ									
	所在地(住所)	フリガナ									
	発注者名	フリガナ	発注者の宅建業者該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する							
	住棟名称	フリガナ	建築確認日(西暦)(※)	年 月 日							

※ 住所・氏名等において、システム上印字できない一部の漢字は、カナ表示や表示可能な漢字への置換えをいたしますので、あらかじめご了承ください。

〈例〉 吉 → 吉 橋 → 橋
 祐 → 祐 今 → 今

※ 工事内容に構造耐力上主要な部分を含む場合は新耐震基準等に適合していることが確認できる資料の提出が必要となります。

申込概要	保険料等	申込受理証記載のとおり				保険金額	申込受理証記載のとおり			
	保険期間	工事完了日から5年間(ただし、特約を付帯する場合は、異なる保険期間となる保険対象部分があります。)								
	請負金額	億	万円(税込)	工事実施部分		工事内容明細書記載のとおり				
	請負契約日	西暦 20 年 月 日	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC造・SRC造						
	階数	地上 階	地下 階	延床面積	㎡					

工事内容	対象大規模修繕工事を実施するすべての部分に☑のうえ、必要事項をご記入ください。	
	<input type="checkbox"/> ① 構造耐力上主要な部分 (工事対象に含まれる階数 階)	
	<input type="checkbox"/> ② 雨水の浸入を防止する部分 <input type="checkbox"/> 陸屋根等の屋上部分(バルコニーを除く。) (工事対象に含まれる階数 階) <input type="checkbox"/> 上記以外の部分を含む	
	<input type="checkbox"/> ③ 管路・設備 <input type="checkbox"/> 給排水管路 <input type="checkbox"/> 更新工法または樹脂ライニング工法による工事のみ <input type="checkbox"/> その他の工事を含む	
	<input type="checkbox"/> 灯油管路 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 灯油設備 <input type="checkbox"/> 電気設備 <input type="checkbox"/> ガス設備	

付帯を希望する特約条項	付帯を希望するすべての特約条項に☑してください。		保険期間
	<input type="checkbox"/> A 手すり・柵・鉄部に係る特約条項		2年間
	<input type="checkbox"/> B タイル剥落に係る特約条項(保険期間5年用)		5年間
	<input type="checkbox"/> C タイル剥落に係る特約条項(保険期間10年用)		10年間
	<input type="checkbox"/> D 防水工事に係る保険期間延長特約条項 (防水修繕工事を実施した該当修繕部分に☑してください。)	<input type="checkbox"/> 勾配屋根 <input type="checkbox"/> 陸屋根の屋上部分(バルコニーを除く。) <input type="checkbox"/> 乾式外壁仕上げの外壁	10年間
	<input type="checkbox"/> E 太陽光発電設備工事に係る特約条項		5年間
	<input type="checkbox"/> F 給排水管路に係る保険期間延長特約条項		10年間
	<input type="checkbox"/> G 外壁塗膜担保特約条項(※)		5年間
<input type="checkbox"/> H 管路・設備に関する保険対象工事の除外に係る特約条項(※)			

※ この特約条項を付帯するには、一定の条件をみたす必要があります。詳細は、住宅あんしん保証大規模修繕保険事業課までお問い合わせください。

工事区分	<input type="checkbox"/> 一般	弊社にて所定の検査機関を選定します。	
	<input type="checkbox"/> 認定品質	認定大規模修繕工事団体名	
	<input type="checkbox"/> 団体検査員による事前確認検査	<input type="checkbox"/> 実施する 予定団体検査員名【 】 <input type="checkbox"/> 実施しない 検査員番号【 】	

登録センターコード	登録センター名	支店・営業所名
募集店コード	募集店名	支店・営業所名
受付センターコード	受付センター名	支店・営業所名

(取次店使用欄)

申込担当者	所属	氏名
	TEL	FAX
	E-mail	@
現場確認者 (検査立会予定者)	会社名	氏名
	携帯番号	FAX
	E-mail	@
工事監理者	会社名	氏名
	TEL	FAX

現場検査	事前確認検査	全ての工事	西暦 20 年 月 日
	最下階構造検査	工事内容①を含む工事	西暦 20 年 月 日
	最上階構造検査(階数4以上のみ実施)	工事内容①を含む工事	西暦 20 年 月 日
	防水等検査	工事内容②を含む工事	西暦 20 年 月 日
	設備等検査	工事内容③を含む工事	西暦 20 年 月 日
	手すり・柵・鉄部検査	特約Aを付帯する場合	西暦 20 年 月 日
	太陽光発電設備検査	特約Eを付帯する場合	西暦 20 年 月 日
	団地型検査	<input type="checkbox"/> 希望する	検査グループ番号

(他検査【 】と同時に実施する)

(他検査【 】と同時に実施する)

団地名称

○ 発注者が団地管理組合等の場合に限りです。「団地型現場検査依頼書」の提出が必要です。(上記検査希望日は記載不要)また、対象となる住棟数ごとに保険契約申込書(全ての被保険者・発注者が同じもの)が必要です。(1住棟につき1契約)

<検査結果活用の場合> 受付番号 DMXX 検査完了日 西暦 20 年 月 日

他の保険契約	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	保 險 法 人 名
		保 險 証 券 番 号 / 住宅あんしん保証の保険契約の場合は受付番号
		支 払 限 度 額 円

○ 他の保険契約とは、あんしん大規模修繕工事瑕疵保険と担保内容の全部または一部を同じくする瑕疵保険契約をいい、保険契約者が誰であるかを問いません。

募集人氏名	募集人番号
-------	-------

受領者氏名	受付センター記入欄	募集店記入欄	登録センター記入欄	備考
受領日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

★ 保険申込みにあたり本紙の提出は不要です。

**あんしん大規模修繕工事瑕疵保険
提出書類確認シート**

必要書類		備考
保険の資料	<input type="checkbox"/> 保険契約申込書	本帳票 1 枚目
	<input type="checkbox"/> 契約内容確認シート	住宅あんしん保証ホームページ (http://www.j-anshin.co.jp/) からダウンロードしてください
設計図書	<input type="checkbox"/> 付近見取図	
	<input type="checkbox"/> 配置図	
	<input type="checkbox"/> 各階平面図	屋根伏図を含みます
	<input type="checkbox"/> 立面図またはこれに代わる書類等	
	<input type="checkbox"/> 保険申込みに関する各種工事の図面	(例) 電気図、給排水衛生設備図、ガス図
修繕工事に関する資料	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書または「発注書+工事請書」の写し	工事請負約款を使用している場合は、約款を含みます
	<input type="checkbox"/> 詳細見積書等	工事が確認できる資料(詳細項目の金額がわかるもの)
	<input type="checkbox"/> 工事工程表等	工事の工程がわかる資料
	<input type="checkbox"/> 工事概要書等	工事の概要がわかる資料
	<input type="checkbox"/> 工事仕様書、特記仕様書等	施工に必要な工事の基準がわかる資料
	<input type="checkbox"/> 使用材料一覧、施工図、施工要領書等	工事内容の詳細がわかる資料
工事内容および 申込内容により 異なるもの	<input type="checkbox"/> 住宅あんしん保証の他の保険契約で実施した現場検査結果	検査結果を活用する場合に必要です
	<input type="checkbox"/> 大規模修繕工事の完了時に新耐震基準等に適合することが確認できる資料	構造耐力上主要な部分の修繕工事を含む場合、「新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧」(本帳票3枚目)のいずれかの資料が必要です
	<input type="checkbox"/> 構造図等	構造耐力上主要な部分の修繕工事を含む場合に必要です
	<input type="checkbox"/> 団地型現場検査 検査依頼書	団地型現場検査を希望する場合に必要です(※1)
	<input type="checkbox"/> 用途変更に係る確認済証の写し	非住宅を共同住宅にする大規模修繕工事の場合に必要です(※2)
	<input type="checkbox"/> その他	

申込関係書類

※1 団地型現場検査をご利用の場合は、住宅あんしん保証大規模修繕保険事業課へご相談ください。

※2 建築基準法第87条に規定する手続きが不要となる場合は、住宅あんしん保証大規模修繕保険事業課へご相談ください。

★ 保険申込みにあたり本紙の提出は不要です。

新耐震基準等に適合していることが確認できる資料一覧

工事内容に構造耐力上主要な部分の修繕工事を含む場合は、以下のいずれかの資料の提出が必要です。

□ 「保険対象住宅の建築確認日が1981年（昭和56年）6月1日以降の場合」

建築確認日が確認できる資料の写し	建築確認等に関する資料	確認済証または建築確認通知書	昇降機等に関するものを除きます。	
		検査済証		
		特定行政庁が交付する建築確認等に係る記録を証明する書類		「建築確認記載事項証明」「確認台帳記載事項証明」等の資料(行政庁により呼称が異なります)または建築計画概要書で建築確認日の記載があるもの(※)
	住宅金融公庫融資に関する資料(フラット35の融資を含む)	公庫融資〔設計検査〕に関する通知書		合格年月日が1981年（昭和56年）6月1日以降のものに限りです
		公庫融資〔現場検査〕に係る通知書（竣工時）		合格年月日が1983年（昭和58年）4月1日以降のものに限りです
		公庫による抵当権が設定されていたことが分かる登記事項証明書（登記簿謄本・抄本）		公庫による抵当権設定登記の日付が1983（昭和58年）年4月1日以降のものに限りです
	登録住宅性能評価機関が発行する建設住宅性能評価書（新築）			
	住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する新築住宅の「保険証券」または「保険付保証書」			
住宅あんしん保証が発行するあんしん既存住宅売買瑕疵保険の「保険証券」または「保険付保証書」			保険の新規申込受理日が2013年（平成25年）1月以降のものに限りです	

※ 窓口で交付されない資料であっても、行政庁によっては「情報公開制度」「情報開示請求」等の行政手続きで入手できる場合があります

□ 「保険対象住宅の建築確認日が不明もしくは1981年(昭和56年)5月31日以前の場合」または「新耐震基準等に適合することが確認できた後に構造耐力上主要な部分の新設または撤去を含むリフォーム工事等が行われた場合」

新耐震基準等に適合することが確認できる資料の写し	耐震基準適合証明書		平成17年国住備第2号他通知「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度等に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第1項第2号等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類および地方税法施行規則第7条の6の2第2項の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類等に係る建築士等の行う証明について」の「別紙2 耐震診断チェックシート」その他税の証明書である「住宅耐震改修証明書」等も含まれます
	構造計算書または構造確認書	【注意】 建築士の記名・押印があるものに限りです。	建築士が現行建築基準（建築基準法施行令第3章および第5章の4に定める構造耐力基準）に適合していることを、仕様規定への適合性のチェックや構造計算によりチェックしたことを確認できる書類に限りです
	耐震診断の結果報告書		建築士が、国土交通大臣が定める基準（建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第3項第1号に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成18年国交省告示第185号：（財）日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等））に該当する診断基準に従って診断したこと、診断結果およびその評価結果が確認できる書類に限りです
	固定資産税減額証明書または住宅耐震改修証明書		
	登録住宅性能評価機関が発行する建設住宅性能評価書		品確法第5条第1項に基づく評価方法基準第5の1の1-1(4)イおよびロに規定する基準（耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1以上であることを確認できる書類に限りです